

京都市告示第 419 号

平成28年4月1日京都市告示第1号（京都市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務の委託）の一部を次のように改めます（手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務委託の中止）。

平成28年11月21日

京都市長 門川大作

	氏名又は名称	住所	改正内容
1	有限会社相深	京都市伏見区深草相深町16番地7	取扱中止により削除
2	小山たばこ店	京都市下京区仏光寺東町106	取扱中止により削除
3	下薬品	京都市下京区醒ヶ井通五条上る小泉町 111-1	取扱中止により削除
4	有限会社コア松尾	京都市西京区松尾大利町71番地	取扱中止により削除

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課)